

第 2 8 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 4 年11月24日（木）

場所：世田谷区役所第 2 庁舎第 5 委員会室

第28回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年11月24日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、橋本正志、荻部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：宮川喜久、大塚信美、海老澤健

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当無し】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について
5. 協議事項
 - (1) 令和5年1月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 「第130回世田谷の花展覧会・第50回世田谷区農業祭」の
受賞者の決定について
 - (2) 令和4年度世田谷区認定・認証農業者（予定者）について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議「企業的農業経営顕彰」受賞者の決定について
について
 - (4) ふれあい農園「ちょっとおしゃれな花の寄せ植えづくり」
「世田谷イチゴ熟でイチゴ狩り」の開催について
 - (5) 農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについて
 - (6) 都内産農産物の放射能検査について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第28回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は宮川喜久委員、海老澤健委員、大塚信美委員が欠席されていますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、野島秀雄委員、橋本正志委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。(1)第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

農地法第3条が2件ございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合には農業委員会の許可を受けるための申請手続が必要となります。農業委員会の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があることが第3条第1項の条文に定められてございます。

それでは、案件を読み上げます。資料No.1-1、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○橋本委員 公有地なんですけれども、例えば農道的なものですとか畦畔、こういうものについては、従来は買う方が地目を変更していたんです。例えば、公有地、道路なんかについては雑種地的な地目になっていまして、それを買った人が地目を農地なら農地、畑な

ら畑としていたんですけれども、最近はそれが変わって、畦畔はもちろん面積がありま
せんから、どなたかがはかってそれをやるんでしょうけれども、そのときにはまだ畑とい
う地目ではないのではないのかなと思うんですけれども、そういうのが最近のあれで変わ
ったかどうかというのを知りたいです。

○事務局 畦畔の登記簿上の地目という意味ですか。

○橋本委員 はい。確か畦畔は地番がないんです。だから、書きようがないんです。

○事務局 私たちが見ているのが、今回権利取得で新たに地番が起きるんです。そうす
ると、それはもう最初から畑が入っています。

○橋本委員 そうしますと、公有地の場合はそうですけれども、相続の場合は亡くなった
方が農家で、畑なら畑の地目を相続を受けて、お勤めの子どもの方が相続を受けますよ
ね。そうすると、早く地目をきちんと変更しないといけないと思うんですけれども、そ
この法律が定かではないんです。それがずっとやむやみに続いてしまうと、農家でない
方もずっと農地を持っているということになってしまうんですけれども、そのところの
あれというのは、農業委員会の方の権限ではなくて、司法書士か何かの考え方だと思
うんですけれども、そのところはもうちょっと早くはっきりしておいた方がいいのでは
ないかと感じているところなんです。

○事務局 我々、いつもこの業務をやっているに当たりましてよくあるのが、宅地の一
部ですけれども、細い筆なんかが入っていたりすることがよくあります。あるいは、畑
なんか出るときには、登記官照会といった登記所の方に申請をして、うちに確認が来
ます。それで我々が現況を調査して、畑に該当しない、農地ではないという回答をし
て、向こうでその地目を変えているようです。

○橋本委員 その向こうというのは、登記所で変えてしまうということですか。

○事務局 法務局です。

○橋本委員 職権か何かで変えてしまうということですか。

○事務局 そうです。そこで農地だと判断すると、やはり4条なり5条なりが必要にな
ってくると思います。

○橋本委員 それと関連して、相続の場合の、ちょっと内容が違うかもしれませんが
も、それをそのままずっと、要するに農地を持つにはいろいろな条件がありますから、
それを守らないといけないんですけれども、お勤めの方が相続を受けた場合には、
農地をそのままずっと継承してしまう例もあるような感じのことがありました。そ
このところの法

律と言っではおかしいんですけども、そういうものもきちんと整備するような感じにしておけば、今度私たちが農業委員会で審査する必要がない項目になってくると思うんです。畑だから審査することになるから、どういう所管部署だか分かりませんが、疑問と
いうか、改善と
いうか、そういうのを出した方がいいかなという感じもしますので、その詳しいことはよく分かりませんが、そんなことを感じておりますので、ちょっとご意見をさせていただきました。

○宍戸会長 今意見をいただきました。ほかにはご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、許可をすることにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 1-2をご覧ください。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○橋本委員 先程の畦畔の場合の譲渡人の方が関東財務局で、こちらが同じ畦畔で、同じ世田谷区の地域で、世田谷区が管理していると。何年か前に関東財務局の管理を、畦畔については区に移譲したというような情報を聞いたことがあるんですけども、先程の審査は関東財務局で、これが世田谷区ということは、どういう色がついているんでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり、昔、国だったものが払下げに当たって区になって、区から譲渡ということは聞いているんです。ただ、実際にやる中で、やっぱりこういう財務局だったりするものが幾つか残っているんですけども、それがどういう色分けで残っているのかというのは正直把握していません。

○真鍋委員 私が聞いたところでは、平成14年、15年、16年の小泉内閣のときに、地方でできることは地方にお任せしますと。法定外公共物というんですけれども、畦畔や赤道等、欲しい自治体があったら申請してくれよということで、世田谷区は国有財産移管担当課という課を作って、国からもらったと聞いていますけれども、それは一つ一つ、これが欲しい、これが欲しいと申請を出してもらったもので、全てが全てもらったのではなくて、世田谷区が必要と考えたものをそれぞれ書類にして提出をして、移管を受けたと聞いていますので、結論としては、1件目は世田谷区が申請を出さなくて国有財産のままである。2件目は、区が必要としたので、国から無償譲渡を受けたというふうな整理だと思います。だから、申請しなければもらえない訳なので、世田谷区が1件目は欲しいという申請をしなかったということで、なぜしなかったというのが多分まちづくりなりなんなり、例えば道路が沿道にあったり、それが付け替えたらか何かになるとか、そのときそのときの判断があったと思うんですが、それで1つは申請をしなかった、2つ目は申請をしたという中身だと思います。だから、やむを得ないことだと思います。

○橋本委員 将来はそれをほかの区だとか、市町村は分かりませんが、地方の自治体の方に全面的に移管してもらおうとか、特にその中で世田谷区は全部やりましょうとか、今のままだとか、その辺はどのような感じの方向にお考えなのかは分かりますか。まだ皆目分からないか。

○真鍋委員 それはたまたま、そのときの内閣がそういう制度を作って、年数を限って申請を出してもらって、私が聞いたところでは、隣の目黒区は一切もらっていないそうです。そのときにチャンスを生かしたところと、国がそう言っても要らないやといったところがあって、これからまた改めて欲しいという要望を出したというのは今聞いていないし、国の方もまた新たに欲しい自治体は言っておいでというのは聞いていないです。だから、あの当時、平成14年、15年、16年にもらったものが区のもので、もらっていないものはまだ国のものであるという状況が今続いていると思います。

○橋本委員 ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかに意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、許可することいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終わります。

それでは、続きまして、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっております。転用届等の内訳ですが、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに、第5条の説明をさせていただきます。まず、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。この届出につきましては、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了といたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が6件、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審議が1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてから審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定による、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上です。

こちらを調査されました海老澤健委員が今日お休みですので、報告をいただいておりますので、代読をさせていただきます。

(事務局より、調査内容について報告)

○宍戸会長 この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願の審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願から審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず、この証明願につきましてですが、生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買取りしない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出申請ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能となった場合となります。この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡、または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容、調査内容について説明)

○宍戸会長 この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

それでは1件目、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○志村委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査をされました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

本日、宮川委員が欠席されているため、いただいております農地調査の結果報告を事務局より代読させていただきます。

(事務局より、調査内容について報告)

○宍戸会長 この件について意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

こちら宮川委員の農地調査の結果報告を事務局より代読させていただきます。

(事務局より、調査内容について報告)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より申請内容について説明)

○宍戸会長 この件につきまして調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。事業計画を承認することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていた

できます。

以上で、貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についての審議を終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年1月総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和5年1月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、12月27日火曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分行舎3階会議室での開催が決定しております。

また、1月の開催日時につきましては、1月30日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での予定となっております。

ご協議の程、よろしくをお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程(案)について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.8をご覧ください。こちらは枝番は振ってございませんが、全部で7件ございます。これは全て平成4年指定の生産緑地で、こちらは〇〇の案件のみが先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議をいただき、証明書を発行した案件、他の6件につきましては、平成4年指定で30年が経過したため、10月31日付で買取申出を受理した案件です。東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取申出はないという結論が出たところで、今回農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 以上で、協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項にまいります。お手元の資料No.9をご覧ください。第130回世田谷の花展覧会、第50回世田谷区農業祭の受賞者の決定についてです。ご覧の方々が入賞されておりますが、農業委員会からは鈴木利彰委員が、世田谷園芸商組合組合長賞を、大塚信美委員が東京都農業改良普及事業協議会会長賞を受賞されております。おめでとうございます。(拍手)

続きまして、資料No.10をご覧ください。令和4年度世田谷区認定・認証農業者(予定者)についての報告です。自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に営農に取り組む農業者を今後の区内農業の牽引役となる認定農業者、または認証農業者として位置づけ、支援しております。認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、認定農業者については国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては、区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上、300万円未満であることが挙げられます。

平成21年度から本制度が始まった中で、今回につきましては、平成29年度より認定、もしくは認証を受けて、5年満期を迎え、改めて認定、もしくは認証を受けようとする農業者、今回、新たに認定、もしくは認証を受けようとする農業者を含め、広くご案内をさせていただいたところでございます。このたび、認定農業者につきましては11経営体20人の申請が、認証農業者につきましては9経営体19人の申請があったところでございます。

申請いただいた農業経営改善計画書を基に、11月28日、来週の月曜日に開催されます審査会において、農業委員会会長である宍戸会長には審査会会長として、高橋職務代理には審査会副会長としてご審査をいただいております。認定、認証の日には12月1日の予定で、ただいま事務を進めております。

今回、認定・認証農業者になられた皆様におかれましては、ここ2年間はコロナ禍の関係で交付式等は実施しておりませんでした。今年12月15日、三軒茶屋キャロットタワーのスカイキャロットで交付式を実施する予定でおります。今回の結果を反映いたしますと、区内における認定農業者は56経営体89名、認証農業者につきましては35経営体50名となりますことを併せて報告させていただきます。

続きまして、資料No. 11をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議「第62回企業的農業経営顕彰」受賞者の決定についてです。

8月の総会で協議いただき、推薦をさせていただきました同顕彰事業ですが、〇〇さん、〇〇さんご夫婦が東京都農業会議会長賞を、農業委員の〇〇委員が全国農業会議所会長賞、そして東京都農業会議会長賞を受賞されることが決定いたしました。〇〇委員、おめでとうございます。(拍手)

なお、表彰につきましては、来年2月16日木曜日に八王子市で開催されます第64回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。

続きまして、資料No. 12をご覧ください。ふれあい農園「ちょっとおしゃれな寄せ植えづくり」、「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催についてです。周知方法につきましては、12月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただいております。

続きまして、資料No. 13をご覧ください。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについてです。これは、農家自ら開設し、管理を行う体験農園を通して、農地の保全、農家の安定した経営確保を図るとともに、区民との相互交流を実現する事業でございます。周知方法につきましては、12月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただいております。

続いて、資料No. 14をご覧ください。報告の最後は、東京産農畜産物及び林産物の放射性物質検査の結果報告でございます。こちらは令和4年11月10日付、11月17日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象とはなっておりません。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 たくさんの報告事項をさせていただきましたが、この中のご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、この件は終了させていただきます。

以上で、報告事項を終了いたします。

次第7のその他についてですが、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、その他ですけれども、令和5年度の世田谷区農業委員会活動計画(案)についてですが、先月の総会で委員の皆様にご提案をお願いいたしました。海老澤委員、本澤委員からご提案をいただきました。こちらにつきまして取りまとめをさせていただい

ております。関の方から報告をさせていただきます。

○事務局 それでは、皆様に配付している令和5年度世田谷区農業委員会活動計画案参考資料をご覧ください。

農業委員会活動計画につきましては、9つの項目がございますが、その内2項目についてご意見がございました。まず、3、地域農業の確立について、海老澤委員からご意見がございました。前半部分の「都市農業の先端にある世田谷農業を維持・発展させる」という記載について、現状にそぐわしくないというご指摘がございました。ここについては、海老澤委員から資料の提案のあった計画に記載があるとおり、「世田谷から新しい時代の都市農業の形を導くべく、東京農業をリードした形を確立」という文言に変更した方がいいのではというご提案をいただきました。そして、後半部分の「世田谷産農産物のイメージアップと消費拡大等を目指した取組を区とともに進めます」という記載についても、農業委員会としてそのような取組を行っていないので、適切な文書に書き換える、もしくはそのような取組を農業委員会として行っていくべきではないかというご指摘が海老澤委員からございました。

このご指摘を受けまして、事務局と会長で事前に協議をさせていただきました。そこで、農業委員会として、農業事業での証交付、顕彰事業の推薦等取組を行っているため、残してもよいのではないかとご意見が会長からございましたので、こちらにつきましては、提案のあった計画に記載を残した状態のものと削除したもの、2パターン提示をさせていただいております。

次に、4、農業のある地域づくりの推進について、本澤委員の方からご意見がございました。まず、令和4年度の計画を基に、農業ある地域づくりの主体についてご意見をいただいております。令和5年度案につきましては、農業者と区民とともに地域づくりを行っていく旨の変更を反映しております。また、持続可能な開発目標（SDGs）と都市農業との関係についてご意見をいただいております。都市農業は地域の農産物を食べたり、農作業を体験したりすることを通して、自然と社会の関係を見直す機会を区民に提供するもので、都市農業は既にSDGsに貢献していると考えているとのご意見がございました。これらの旨を反映して、表題、内容について共に本澤委員の方から資料の提案、資料の記載のとおりに提案がございましたので、変更をご提案させていただいております。

この2項目を中心に、令和5年度の世田谷区農業委員活動計画についてご協議をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○宍戸会長 今ご説明いただきましたが、活動計画の中で、皆様からご意見いただいた中、やっぱり変えるべきところは変え、残すところは残す対応を取りたいと思って、事務局とお話しした結果が今説明されたような内容になりました。ですが、この中で、皆様が変えた方がいいという案もあるかもしれませんし、今、地域農業の確立の方は一応2パターン出しております。これも皆様のご意見をいただいて、ここでもしあれでしたらどっちにするかを決めていただけたらと思いますが、何かご意見がありましたらいただいて、決めていきたいと思いますが、どうでしょうか。

○橋本委員 大蔵ダイコンを非常に宣伝されているんですけども、私もいろいろ食べてみた中で、要は煮つけ的な、おでんだとか、ああいうふうに煮つけてやるようなものについては味がすごくしみておいしいんですよ。そういうことが反映されて今人気が出ているんでしょうけれども、例えば、狛江市なんかですと、エダマメと何とか、そういうイメージのブランドというか品目で、具体的にこういうものがこの地の特産だということをうたっているんですけども、世田谷区の場合は、大蔵ダイコン1本でいくのか、まだほかにそういうのがあればとか、そんなイメージもあってもいいのかなという感じもしましたので、ちょっと話が細か過ぎてしまうかもしれませんが、意見だけ述べさせていただきます。

○宍戸会長 世田谷区の農産物はたくさんあるんです。ですから、それを全部取り上げるという訳にもいかないんで、そのような農産物、世田谷で取れる農産物というイメージで出したのがこの文面だと思うんですが、個々に、大蔵ダイコンは江戸東京野菜としてまた違うイメージで出ていますし、ほかにも下山ハクサイ、砧さんの方で昔から作っているコマツナもやっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、一生懸命昔からのものもやっていることは事実なんですけど、やはりこれは、結局は世田谷の中の活動ですから、1つ1つ文面を細かくするよりも、固有な形の方が出すのにはいいと私も感じているんですが、どうでしょうか。

○橋本委員 総合的な話になる訳ですね。はい。

○宍戸会長 では、この3の地域農業の確立の方が2つ案が出ているんですが、まずこれを皆様に、どちらの方が訴えるためにはいいのか、ここで決めさせていただきたいと思います。4については1つの案で、これでおかしくなければ、このまま前に進めていきたいと思います。

○事務局 事務局として、この2つの案について、区としての考えを少しお伝えさせてい

ただければと思うんですけども、上の案というのが、これまでもともとあった世田谷産農産物のイメージアップと消費拡大等を目指した取組を区とともに進めますという文言に關しましては、先程申し上げましたように、これまで農業委員会さんとして賞を出していたりだとか、いろいろなところでご協力いただいているというところで、これまでずっとこの文言が入った状態で活動をしていただいているものなので、今回、5年度も同じように進めさせていただけるということであれば、残させていただいた方がよろしいかと事務局としては思っている。もちろん、農業委員会で決めていただくものなのですが、一応、参考までに状況をお伝えしました。

○宍戸会長 上の案を区としては前向きに進めたいということによろしいんですね。

○事務局 そうです。何か変えるということでないのであれば。

○宍戸会長 どうでしょうか。今、事務局から説明いただいたんですが、事務局の意見に反対の方は手を挙げていただいて。

(挙手なし)

○宍戸会長 それでは、上の段で決めたいと思いますが、どうでしょうか。賛成の方は手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。では、上の段で案として進めさせていただきます。

○真鍋委員 下の4の方、この文章でいいんですけども、2行目の「花展覧会等を通して」があって、一番最後は「都市農業を通じて」ということで、同じような意味が2つ重なっているんですよ。これは農業体系には品評会とかについて、これは農業委員会の活動計画案ですから、農業委員会の立場としては協力しているでいいかと。だから、上の「花展覧会等に協力し」、「都市農業を通じて積極的に推進します」という言葉の方がつながりはいいのではないかという提案です。

○宍戸会長 今、「花展覧会等」の後、「等を通して」というところを「等に協力し」の方が文面的に合うのではないかというお話がありましたが、いいですよ。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 では、今の部分だけ変更していただいて、策定して下さい。

では、この計画案につきましては、これで終了させていただきます。

○菅沼委員 同じ令和5年度事業計画案が決まった訳ですけども、計画だけではなくて、裏づけの財政の方は大丈夫だよね。世田谷区はお金は結構余っているはずなんですけれど

も。その辺はもう来年度予算は大体できていると思うんだけど、大丈夫ですよ。少しは増えるのか。

○事務局 農業委員会の予算は要望しているところでございますが、まだ、もちろんこれから決定という形になっていきますけれども、要望はきちんとしております。

○菅沼委員 要望が通らなかったら、この3人に言って下さい。

○事務局 通るように進めてまいりますので。

○事務局 もう1件ございます。先月皆様にご相談申し上げました、2月の総会日程なんですけれども、2月16日の総会が八王子の農業者大会とかぶっておりました。会長、職務代理と協議をしましたら、当初の予定どおり、16日に総会を実施させていただきまして、農業者大会の方には、表彰を受けられる植松委員と会長と事務局2人で参加をさせていただけたらなと思っております。ですので、当初の予定どおり、農業委員会総会は2月16日に実施ということをご予定をいただければと思います。

以上です。

○宍戸会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より、閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

○高橋会長職務代理 (職務代理者挨拶)

この議事録は、令和4年11月24日(木)開催の第28回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男